

保育所等の利用をご検討されているかた

よくある質問	回答
子ども育成課へ相談に行くには予約が必要ですか	予約は必要ありません。ご都合の良いときに窓口にお越しいただくか、お電話でご相談ください。 ただし、窓口の混雑状況によりお待ちいただくこともありますので、お時間に余裕をもってご来庁ください。
保育所は見学できますか	見学を希望される場合は、直接保育所にお問い合わせください。
今は働いていませんが、申込みできますか	求職要件でのお申込みとなります。入所後2か月以内に勤務を開始してください。 内定のかたは、入所月中に勤務を開始してください。 育児休業中のかたは、入所翌月1日までに復職してください。
妊娠中で、出産後就労（求職）を予定しています。就労で申込みできますか	妊娠・出産要件でのお申込みとなります。保育所の利用期間は、出産予定月とその前後2か月を含む5か月間となります。
育児休業給付金延長の手続きのために保留通知が必要だと聞きましたが、発行してもらえますか	保育所の入所申込みが必要となります。 選考結果で入所利用が不可になった場合、初回のみ入所保留通知書を送付します。 また、入所待機中に通知が必要な場合は、その都度申請が必要となりますので、毎月の入所結果決定後の25日過ぎに窓口までお越しください。（8月入所分が必要な場合は、7月25日から申請をお受けします。）申請後、1週間ほどでご自宅に郵送いたします。 なお、入所決定を辞退した場合、通知は発行されません。

よくある質問	回答
幼稚園が夏休みの間だけ、保育所を利用できますか	<p>保育所を利用するには、幼稚園を退所する必要があります。</p> <p>ただし、一時預かり保育はご利用いただけますので、一時預かり実施保育所へ直接お問い合わせください。</p> <p>実施施設は、村山中藤保育園「櫻」、村山中藤保育園「白樺」、つみき保育園、つむぎ保育園の4園です。</p>
市外に住んでいますが、武蔵村山市の保育所を利用できますか	<p>市外のかたのお申込みには条件があります。転入予定がある、もしくは武蔵村山市内で勤務されていることが条件となります。受付締切日のおおむね10日前までに、お住まいの市区町村の窓口でお申込みください。</p> <p>転入予定のあるかたは、入所を希望する月の1日までに転入し、転入先住所が既に決まっていなくてはなりません。それを証明する書類(賃貸借契約書、建物の売買契約書等)とみなし市民申立書の提出が必要となります。</p> <p>武蔵村山市内で在勤のあるかたは、既に勤務している必要があります。就労内定やこれから仕事を探す等ではお申込みをお受けできません。</p> <p>市外からのお申込みの際は、事前にお問い合わせください。</p>
おすすめの保育所はありますか	<p>各保育所にはそれぞれの特色があります。さらに保育利用時間も異なりますので、ご家庭にあった保育所を希望されることをおすすめします。また、お申込み前に見学することもおすすめします。</p>
食物アレルギーに除去食で対応してもらえますか	<p>アレルギーの内容や程度により各保育所の対応は異なります。また、保育利用をお受けできない場合もありますので、必ずお申込み前にご希望の保育所にご相談ください。</p>

よくある質問	回答
<p>子どもに障害がありますが、保育所は利用できますか</p>	<p>基本的に集団生活が可能で、医療行為を必要としない場合は利用することができますが、保育所によって対応が異なり保育利用をお受けできない場合もありますので、必ずお申込み前にご希望の保育所にご相談ください。</p> <p>また、医療行為を必要とする場合には、子ども育成課にご相談ください。</p>
<p>入所後すぐに時間どおりに預けられますか</p>	<p>各保育所とも、必ず慣らし保育を実施しています。保育所によって慣らし保育の内容、期間等の取り扱いは異なりますので、事前にご希望の保育所にご確認ください。</p>
<p>入所後すぐに延長保育を利用することはできますか</p>	<p>入所後すぐの利用、年齢が低いお子様の利用に関しては、ご利用いただけない場合がありますので、事前にご希望の保育所にご確認ください。</p>
<p>保育料はいくらですか</p>	<p>課税証明書及び給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額通知書など所得割額が確認できる書類をお持ちになって窓口にお越しになるか、ご自身で所得割額がどの階層に該当するか確認することで、ある程度の保育料を把握することができます。(住宅ローンやふるさと納税等により控除を受けている場合は、控除前の所得割額で算定します。)</p>